

令和8年度県民芸術劇場について（概要）

※以下（1～9）の内容は実施要綱より抜粋した事業概要です。必ず令和7年度実施要綱をご確認のうえ、開催希望調書を作成してください。なお、令和8年度実施要綱は予算成立後の令和8年3月頃にお渡しできる予定です。

1 県民芸術劇場とは

県内各地の公立文化施設において、優れた舞台芸術を鑑賞、参加・体験できる機会を提供し、県民のこころの豊かさを育むとともに、県内の芸術家、芸術団体等と協力して、施設の規模に応じた公演を企画することにより、芸術団体等の育成、文化施設の活性化並びに県民文化の高揚を図るため、公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が公演団体出演料の一部を負担します。（本事業は兵庫県の補助を受けて実施しています。）

2 主催・共催

主催者：市町、市町教育委員会、市町文化振興財団、指定管理者等（以下「地元主催者」という。）・公益財団法人 兵庫県芸術文化協会

3 対象

一般県民

4 実施時期

令和8年4月～令和9年3月

5 会場

公立文化施設（1施設につき1年度1事業を限度）

6 入場料

原則として有料（地元主催者が収入）

7 公演団体・演目

「令和8年度県民芸術劇場登録団体・演目リスト」に掲載されている公演団体、演目

8 協会及び地元主催者の基本的な役割

(1) 協会

- ア 施設の規模に応じた公演内容を企画・リスト化して紹介
- イ 出演料（源泉所得税及び消費税を含む）の1/2を負担（円未満切捨て、上限あり）

(2) 地元主催者

- ア 会場確保、設営、PR、入場券の販売、当日の運営等公演の実施にかかる事務
- イ 出演料のうち協会負担額を除いた残額とその他の経費及びこれらに付随する消費税額を負担
- ウ 2回以上の公演を行う場合、2回目以降の出演料及び経費は原則全額を地元主催者が負担

9 協会負担上限額 ※令和8年度兵庫県当初予算確定後、変更する場合があります。

1,100,000円（源泉所得税及び消費税を含む、円未満切捨て）

採択結果の通知について ※令和8年3月頃を予定

令和8年度兵庫県当初予算が確定した後、協会が採択可否の調整を行います。（2月頃）県予算額によっては採択できない場合がありますので、予めご了承ください。なお、結果については不採択の場合も必ず通知します。

全体の流れについては、「フローチャート」をご参照ください。